



# 未来を拓く 挑戦者たち

- 1 特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター
- 2 特定非営利活動法人フトゥーロ
- 3 特定非営利活動法人川崎の海の歴史保存会
- 4 特定非営利活動法人自然塾丹沢ドン会
- 5 特定非営利活動法人女性・人権支援センター ステップ
- 6 横浜飛天双〇能実行委員会
- 7 特定非営利活動法人NPOカタリバ

かながわボランティア活動推進基金 21

平成 18 年度終了事業（協働事業負担金・ボランティア活動補助金）成果報告書

かながわ県民活動サポートセンター

## はじめに

かながわボランティア活動推進基金21は、協働事業負担金、ボランティア活動補助金及びボランティア活動奨励賞という3つのメニューにより、ボランティア団体等が実施する先駆的取組、地域課題解決、モデル的活動などへの助成を行っており、制度発足以来7年目となる平成19年度までに、83の助成事業が県内各地で展開され、大きな成果を上げてきております。

一方、この基金21制度は、ボランティア団体と県との協働事業の仕組みや助成規模の大きさなど先駆的な制度として、ボランティア活動へのより効果的な支援となるよう、毎年改善、工夫を重ねてきているところです。

本報告書は、基金21制度や助成対象事業の成果を広く知っていただくとともに、課題やさらなる改善に向けたご意見をいただくために、平成19年11月24日に開催した「平成18年度終了事業（協働事業負担金及びボランティア活動補助金）成果報告会」における発表内容に、インタビュー記事を加えて編集いたしました。

成果報告会において、各団体の皆様がそれぞれの事業について、成果や課題、今後の展望などについて話されている姿は、まさに「未来を拓く挑戦者たち」という感を受けました。現在、ボランティア活動をされている方々だけでなく、新たにボランティア活動に取組もうとされている皆様に、「挑戦者たち」の熱い思いをお届けするとともに、これからの活動の様々な場面で参考としていただければ幸いです。

最後に、成果報告会にご参加いただいた松岡会長をはじめとする神奈川県ボランティア活動推進基金審査会委員及び幹事の皆様、インタビューと執筆をお願いした藤澤浩子氏、中島智人氏の両幹事、そしてお忙しい中、執筆いただいた7団体の皆様へ改めてお礼を申し上げます。

平成20年3月1日

かながわ県民活動サポートセンター

所長 齋藤百合子

# CONTENTS

## — 目 次 —

■ かながわボランティア活動推進基金21とは	4
------------------------	---

### ■ 助成対象団体報告

#### ○ 協働事業負担金 ○

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 犯罪や災害の被害者等に対する支援事業    | 6 |
| (特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター) |   |
| (神奈川県警察本部警務部警務課被害者対策室)  |   |

#### ○ ボランティア活動補助金 ○

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| 2 発達障害を持つ幼児及びその家族への子育て支援事業  | 18 |
| (特定非営利活動法人フトウーロ)            |    |
| 3 海苔つけ体験教室と干潟のある海の公園づくり事業   | 26 |
| (特定非営利活動法人川崎の海の歴史保存会)       |    |
| 4 里山里地保全事業                  | 34 |
| (特定非営利活動法人自然塾丹沢ドン会)         |    |
| 5 DV被害女性自立支援事業・中期シェルターの運営   | 42 |
| (特定非営利活動法人女性・人権支援センター ステップ) |    |
| 6 新作能「横浜(仮題)」をつくる           | 50 |
| (横浜飛天双〇能実行委員会)              |    |
| 7 高大産連携による進路指導プログラムの開発・普及事業 | 58 |
| (特定非営利活動法人NPOカタリバ)          |    |

■ 成果報告を受けて — 総評 —	68
-------------------	----

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会会長 松岡 紀雄

■ これまでの基金21 対象事業・団体等一覧	70
------------------------	----

# かながわボランティア活動推進基金21とは？

かながわボランティア活動推進基金21（以下「基金21」という。）は、地域社会がますます多様化し、ボランティア活動が果たす役割が次第に大きくなってきている状況の中で、ボランティア活動の自主性、主体性を尊重しながら、県とボランティア団体等が協力し、協働して事業を進めていくことや、その活動を促進するための支援を目的として、平成13年度に神奈川県が設置した制度で、次の3つの事業で構成されています。

## 協働事業負担金

この事業は、地域社会にとって必要な公益的な事業で、ボランティア団体等と県が対等な立場でパートナーシップを組んで行うことで一層の効果が期待できると考えられる事業の推進を目的としています。

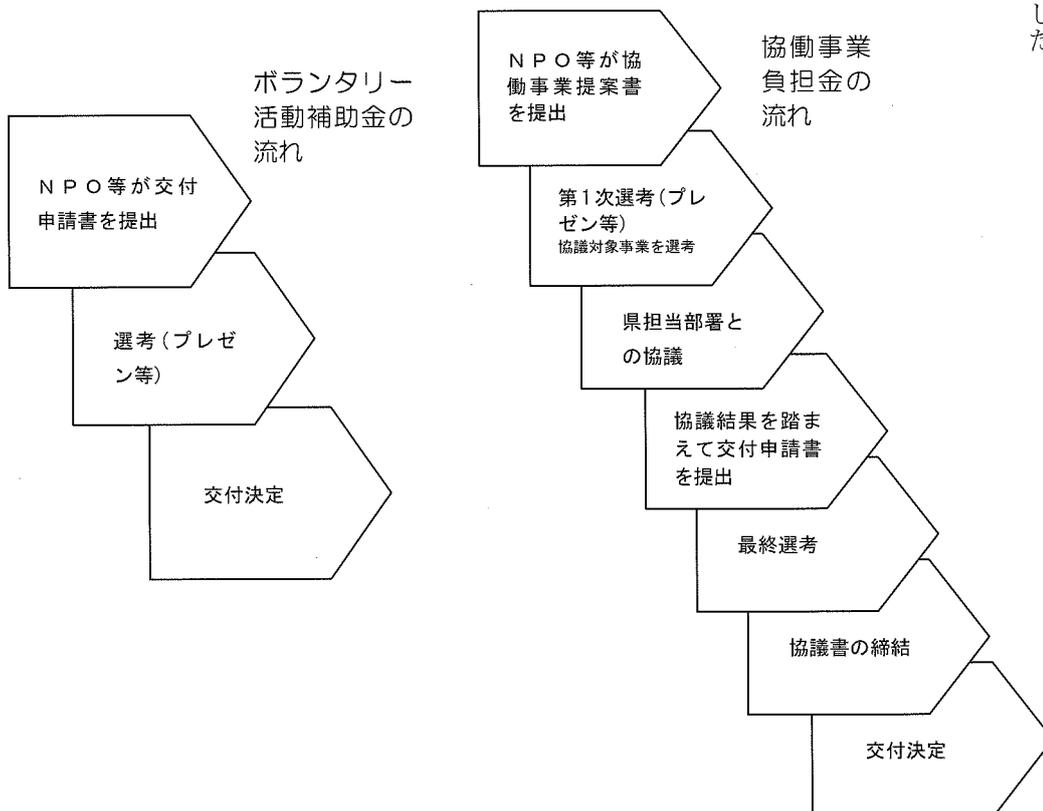
ボランティア団体等と県が、事業実施に当たっての基本的なスタンス、役割分担を明らかにした協定書を締結した上で、両者が協働して行う公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担します。

- ・対象となる事業に要する経費から、国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額と1000万円のいずれか低い額を上限として負担します。（団体の事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は原則として対象外）
- ・負担金は最長5年間を継続して交付を受けることができますが、年度ごとに審査会の審査を受けていただきます。

## ボランティア活動補助金

この事業は、ボランティア団体等が地域社会の抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む公益的な事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする先駆的な事業などの立ち上げや新たな展開への支援を目的とし、基金からその事業に要する経費を補助します。

- ・対象となる事業に要する経費から、国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額の2分の1と200万円のいずれか低い額を上限として補助します。（団体の事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は原則として対象外）
- ・補助金は継続して最長3年間交付を受けることができますが、年度ごとに審査会の審査を受けていただきます。



## ボランティア活動奨励賞

この賞は、他のモデルとなるような実践的な活動で、地域社会への貢献度が高い活動に自主的に取り組んでいる団体等を表彰することによって、その活動の継続・発展を促進するとともに、県民の皆様がボランティア活動に対する関心をより一層高めていただくことを目的としています。

ボランティア活動奨励賞として表彰状及び副賞として賞金（団体100万円、個人50万円を限度とする。）を贈ります。

この基金21は、すでにスタートから7年目となっていますが、これまで多くのボランティア団体等に助成することにより、様々な実績や成果を得てきました。

特に、「協働事業負担金」や「ボランティア活動補助金」で実施されてきた事業は、いずれも先駆的な試みであり、地域の課題解決に向けて実践的に取り組まれてきたものばかりです。

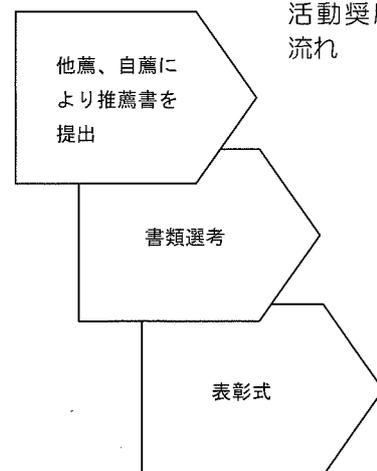
今回は、18年度に交付が終了した7つの事業（協働事業負担金1事業、ボランティア活動補助金6事業）の、事業経過とその成果について、紹介いたします。

この冊子は、団体ごとに、「インタビュー記事」「〇年間の軌跡（データ）」「〇年間のふりかえって」の3つの記事によって構成されています。「インタビュー記事」については、「神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会」の藤澤浩子氏、中島智人氏の両幹事に各団体へのヒアリング調査を実施して執筆いただいたものです。

また、「〇年間のふりかえって」という記事は、事業を実施した団体が自ら、どんな課題に直面して事業に取り組もうとしたのか、また基金21の助成金を得てから終了するまでの経過や事業成果などについて改めてふりかえって検証していただいたものです。

基金21の制度で行われた事業の成果を伝える手法として、単なる数値やデータだけでは、真に成果を伝えることはできませんし、団体自身の言葉だけでも充分ではありません。こうしたことから一つの試みとして、第三者の視点と、事業の実績を伝える数値的なデータ、そして事業を実施した団体自らの言葉によるふりかえりという、3つの記事で報告するスタイルをとりました。

ボランティア活動奨励賞の流れ



特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター

協働の相手方

神奈川県警察本部警務部警務課被害者対策室

## 犯罪や災害の被害者等に対する支援事業

# 協働で 制度の壁を乗り越える

写真：犯罪被害者週間のキャンペーン



事業局長の曾我さん。県警との協働という、この事業の担当をされた。

京急神奈川駅から徒歩3分のオフィス街、大きなビルの地下1階にある団体事務所を訪問、急用で外出することになった後藤事務局長に代わり、曾我事業局長に話をお聞きした。

### 協働事業負担金に応募した理由

事業実施のために資金を必要とする場合、団体独自の事業に対して補助金を申請するという方法もある。団体が独自に活動し資金援助を受けるだけではない、行政担当部局との協働事業を提案した理由について、曾我事業局長は次のように語ってくれた。

「それは、私たちが支援対象としている、犯罪被害者が置かれている立場によるものだと思います。犯罪被害者は犯罪被害に遭う以前の平穏な生活を取り戻すために社会全体で、支え合っていかなければならないということです。」

「被害者本人やその家族が受けるダメージは直接的な被害だけではありません。あるとき突然、交通事故に遭う、犯罪に巻き込まれるなどの被害に遭うということは、身体に怪我をしたり、物を盗まれたり、壊されたり、といった被害を受けるだけではないのです。」

マスコミ報道や職場・学校、近隣社会などから受ける二次的被害の問題も深刻です。事務手続等

のために何度も被害状況を聞かれたり、精神的ショックから立ち直れずPTSD等の症状に陥ったり、住んでいた所に住めなくなったり、学校や職場に行けなくなってしまうなど、本人や家族が受ける精神的ダメージは非常に大きく、日常生活全般にわたる時間的・経済的損失も想像以上に大きいものです。

それなのに、こうした問題に対する公的支援制度は整っていませんでした。犯罪被害者はいついかなる時に被害に遭うのかわかりません。だからこそ、予想だにできなかった犯罪、被害による苦痛等から立ち直るために、支援が必要なのです。

支援に必要な経費については、何ら落ち度のない被害者に責任はないのですから、社会全体で支え合うべきといえるでしょう。だからこそ、私たちはこの事業を行政との協働事業として行おうと考えたのです。」

被害者が犯罪被害に遭ったとき、まず、最初に被害者に接するのは警察である。警察は捜査活動が大きな任務のひとつであり、被害者からの事情聴取の際も事実をそのままに聴取する必要がある。

また、被害発生直後に、直接、被害者に接し、話を聞くという点で、警察は被害者に最も近い立場にある。現場では、その悲嘆や絶望、戸惑い、

混乱などに直面する中で、被害者への支援が行われていく。

しかしながら、被害者が、事情がわかっている職員に話を聞いて欲しい、派生的に生じてしまった生活上の諸問題について相談したい、困っていることを訴えたい等、その後の生活支援も含めた継続した幾多の支援を求めたとしても、全ての相談に対応していくのは難しい部分も認められる。

また、犯人を裁くのが司法の仕事であるのと同様に、困っている人、精神的・肉体的に弱っている人を救済するのは医療・福祉行政等の仕事である。犯人は司法の場で、自分が犯した罪について反省しなければならぬが、それは自らがとった行動に対する責任である。被害者は自らに非は無いかかわらず、司法の場では自分が受けた被害について証言しなければならず、救済を受ける場でもその説明をしなければならない。

このような状況にある被害者に、継続し、安定した支援を、さらに推進していくために、公的機関と民間の団体による連携の必要性が言われてきた。

「県警との協働事業を実施して、県警との協働事業でなく民間独自の事業だったとしたら、被害者は、被害者支援センターが信頼に値する団体であると確認することが難しく、相談してみようとい

う決心がつかなかったかもしれないという意見をいただいた事例もありました。また、相談者にとって、被害の内容は個人のプライバシーに関する事なので、相互の信頼関係がなければ、なかなか話そうとはしません。したがって、被害者支援センターが行う事業が、県警との協働事業で行われていること、認定NPO法人となったことは、相談者から信頼を得るのに大きく役立ちました。」



「犯罪被害者週間」に行われたシンポジウム

協働事業負担金対象事業の実施を通して得られたこと

被害者支援活動は、犯罪被害が生じ、支援を必要とする人からの相談があつてはじめて行われる。犯罪被害と一口に言ってもその内容は個別多様であり、支援ニーズは、複雑・多岐にわたつたり、長期にわたる支援が必要なケースも多い。このため、生活支援も含めた長期にわたる継続的な支援をしていくに当たっては、警察内部のみで対処するには難しい部分もあり、他の行政機関や民間団体での支援対応が待たれていたのである。

こうした経緯から、神奈川被害者支援センターは、犯罪被害者等への支援活動を、民間組織として行うべく設立された。一民間組織として、警察と連携を図りながら被害者支援を行っていくことは容易ではなかった。そこで、基金21協働事業負担金は、支援活動そのものを支えていくためにも非常に重要であつた。

一方、協働事業負担金は、相談員の研修や広報・啓発活動等のために有効活用された。相談者から相談料を受け取ったり、収益事業を行ったりすることができない中で活動資金は、会費や寄付、助成金・補助金等に頼らざるを得ない。被害者支援センターの支援・相談事業も、ボランティア活動を基本とし、負担金収入が得られるまでは、

相談員への交通費さえ全額支給が難しい時期があつたという。

「以前は、活動報酬どころか交通実費支給がままならないこともありました。細かいことですが、交通費について全員半額支給にしようとか、所要時間も長く負担が大きい遠方からの活動者には全額支給しようとか、そんなことで長時間話し合つたりしたものです。」

支援活動は、気が向いた時に、たまに活動すればよい、というのではなく、相談者のニーズに応じて責任ある対応をしなければならぬ。ボランティアといえども、負担感・重圧感が増せば、活動継続が難しくなる。センターの財政状況と支援ニーズを踏まえた上で、責任ある活動を皆が納得して行うためには、交通費一つとっても深い議論が必要だつたという。

「犯罪被害者の問題は深刻で、受益者負担などは考えられません。支援活動も、会費や関係者からの寄付だけでは十分とは言えません。しかし、この問題については、地道に県民の皆さん、企業の方々に被害者支援についてご理解とご協力をいただかなければ、会費・寄付の拡大はなかなか難しいのです。」

だからこそ、今後も県民全体に被害者支援の重要性、必要性を心から訴えかけ、賛同者からの寄付を得るとともに、恒久的な財源確保の意味からも公的援助も併せて訴えかけていかなければならない。

「相談員は、相談業務につく前に何十時間もの研修を受けていますが、具体的な相談対応から学ぶ点も多くあります。気をつけておかなければいけないこととして、相談対応中、問題の深刻さに、相談員自身が影響を受けてしまうこともあれば、バーンアウトのように、後になって影響が出ることもあります。こうしたことについても対処しておかなければなりません。」

このように、相談員の研修は、人材育成に関するものから、研鑽、相談員自身へのケアまで視野に入れて行わなくてはならないのです。基金21負担金を活用して、多くの研修事業を行うことができ、相談員の質の向上の面では大変ありがたかつたと思います。」



事務局長の後藤さん。事業局長の曾我さんとともに、協働事業を強力に進めていった。



犯罪被害者からの相談は、個人のプライバシーの問題もあり、被害者からの信頼を得ることが第一歩となる。

### 今後の展望とまとめ

犯罪被害がある限り、被害者支援活動も継続されなければならない。基金21負担金対象期間が終了すると大口の助成金収入がなくなるが、同程度の支援活動を継続、あるいはこれまでの活動実績を踏まえ質を向上させようとすれば、そのための財政基盤の確保が大きな問題である。

団体の資金構成は、多くの警察関係者にも理解・協力を得ている部分が大いことも認められる。警察関係者が危機感を持ち県内各地の民間企業を訪問して、被害者支援の重要性を説明し、賛同を得る活動を地道に行ってもいる。

当該団体は、犯罪被害者等給付金の支給に関する

る法律第23条に規定される「犯罪被害者等早期援助団体」として、県公安委員会に指定されるように、さらに事業等の充実を図っているとされており、今後も、民間団体と公的機関との連携により、途切れない支援を目指して行くものとしている。本事例では、警察行政との連携・協力が、事業の成否を決める重要なポイントとなっている。この協働事業は、犯罪被害支援分野における、民間組織と公的組織・機関の連携の成功事例といえるだろう。

「警察関係者、関係団体には、賛助会員になっていただく他、このビルを紹介してもらおうなど、さまざまな支援を受けてきました。協働事業負担金対象ではなくなっても、支援団体・警察間の連携・協力は、被害者自身をはじめこの問題の関係者皆にとって不可欠なのです。」

インタビュー後、相談者との面接室を拝見した。地下階のため窓がなく、圧迫感を少しでも和らげられるようにと、可愛い小物を飾るなどの心遣いがされていた。

移転後の新事務所は、最寄り駅から少し遠くなるが、落ち着いた環境で、窓のある部屋をあてられるとのことだった。困難な支援事業について語る事業局長の暖かく静かな語り口に、相談対応の経験の豊かな蓄積が感じられた。

(藤澤 浩子)



事務所内にある面接室。  
可愛い小物を飾って、窓のない圧迫感を和らげている。



# 5年間の軌跡

**事業名** 犯罪や災害の被害者等に対する支援事業  
**実施主体** NPO等：特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター  
 県：神奈川県警察本部警務部警務課被害者対策室  
**実施期間** 平成14～18年度（5年間）  
**負担金交付額** 31,300,000円  
**事業概要** 犯罪や災害に遭遇した被害者やその家族・遺族は、様々な被害を受けることとなる上、精神面への影響から社会復帰できないまま孤独な生活を強いられているため、このような状況にある被害者を救済する活動を行う。

- |                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| 事業1 電話相談事業                   | (14年度～18年度まで実施) |
| 事業2 面接相談事業                   | (14年度～18年度まで実施) |
| 事業3 直接支援事業                   | (14年度～16年度まで実施) |
| 事業4 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業   | (14年度～16年度まで実施) |
| 事業5 被害者自助グループの支援事業           | (14年度～18年度まで実施) |
| 事業6 被害者支援活動に関する広報啓発事業        | (14年度のみ実施)      |
| 事業7 被害者の実態等に関する調査及び研究事業      | (14年度～15年度まで実施) |
| 事業8 相談員・被害者支援ボランティアの研修及び養成事業 | (14年度～18年度まで実施) |

## 団体概要

団体名：特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター  
 設立年：平成13年5月11日 代表者：理事長 榊原 高尋 会員数：正会員131名 個人賛助会員132名 団体賛助会員272名  
 住所：横浜市神奈川区神之木台22-14 神奈川県青少年課神之木台分館3階 TEL：045-430-5070 FAX：045-430-5075  
 E-mail：kvsc-1@leaf.ocn.ne.jp URL：http://www.kanagawa-vsc.npo-jp.net/

## 当初(初年度)の事業計画

個別事業名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
事業1 電話相談事業	基盤整備 (週2日)	事業拡大 (週3日)	事業継続 (週3日)	事業拡大 (週4日)	事業拡大 (週5日)
事業2 面接相談事業	事業開始 (試験実施)	事業内容検討	事業拡大準備 (施設・人員確保)	事業拡大 (施設・人員追加)	事業継続 (面接相談の本格実施)
事業3 直接支援事業	事業開始 (試験実施)	事業内容検討	事業継続 (本格実施)		
事業4 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業	基盤整備 (関係機関と連携強化)	事業継続 (関係機関と連携強化)			
事業5 被害者自助グループの支援事業	事業準備	事業開始 (2グループ育成)	(1グループ追加)	(1グループ追加)	(1グループ追加)
事業6 被害者支援活動に関する広報啓発事業	基盤整備 (ホームページ開設)	事業拡大 (シンポジウム開催)	事業継続		
事業7 被害者の実態等に関する調査及び研究事業	基盤整備 (調査内容検討・準備)	事業拡大 (調査実施、結果発表)	事業継続 (調査継続)	(調査継続、結果発表)	
事業8 相談員・被害者支援ボランティアの研修及び養成事業	事業継続 (相談員120名確保)	(相談員160名確保)	(相談員200名確保)	(相談員200名維持)	(相談員200名維持)

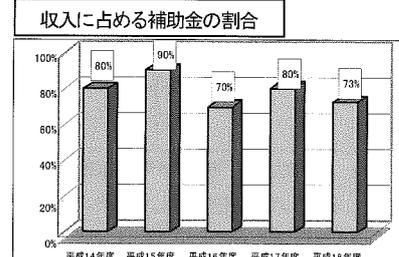
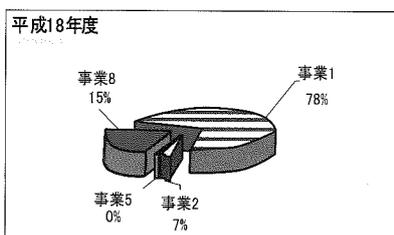
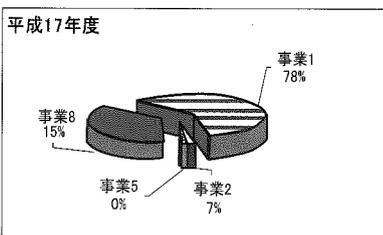
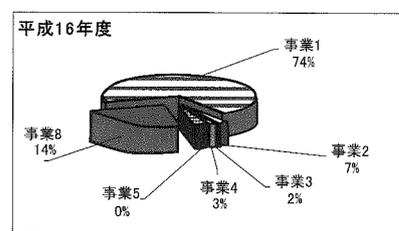
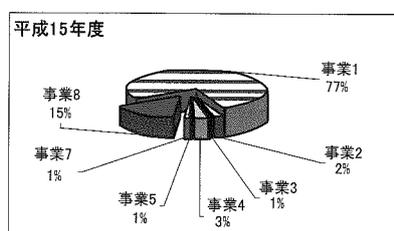
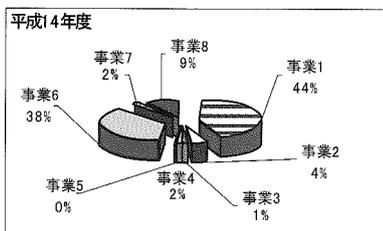
事業の変遷

個別事業名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
事業1 電話相談事業					
事業2 面接相談事業					
事業3 直接支援事業					
事業4 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業					
事業5 被害者自助グループの支援事業					
事業6 被害者支援活動に関する広報啓発事業					
事業7 被害者の実態等に関する調査及び研究事業					
事業8 相談員・被害者支援ボランティアの研修及び養成事業					

収支決算額の推移

(単位:円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
<b>収入の部</b>					
会費収入	281,500	680,149	1,632,106	500,000	850,000
寄付金収入	2,264,992	-	500,000	725,392	1,035,805
補助金等収入	10,000,000	6,300,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
(収入のうち負担金額)	(10,000,000)	(6,300,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
<b>収入</b>	<b>12,546,492</b>	<b>6,980,149</b>	<b>7,132,106</b>	<b>6,225,392</b>	<b>6,885,805</b>
<b>支出の部</b>					
事業1 電話相談事業	5,622,846	5,363,087	5,055,998	3,763,664	4,966,389
事業2 面接相談事業	492,917	155,100	135,756	109,440	168,500
事業3 直接支援事業	121,388	66,730	32,400	-	-
事業4 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業	189,040	205,195	98,360	-	-
事業5 被害者自助グループの支援事業	24,986	37,042	184,973	80,259	50,670
事業6 被害者支援活動に関する広報啓発事業	4,791,631	-	-	-	-
事業7 被害者の実態等に関する調査及び研究事業	220,988	99,397	-	-	-
事業8 相談員・被害者支援ボランティアの研修及び養成事業	1,082,696	1,053,598	1,624,619	2,272,029	1,700,246
<b>支出</b>	<b>12,546,492</b>	<b>6,980,149</b>	<b>7,132,106</b>	<b>6,225,392</b>	<b>6,885,805</b>
<b>収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>



県・NPO等の役割分担

【初年度(14年度)ベース】

事業	役割分担表	
電話相談事業 面接相談事業 被害者自助グループの支援	センター	○被害者等のための相談受理や各種情報の提供等の電話相談 ○被害者等のためのカウンセリング等の面接相談 ○被害者自助グループの結成を目指している者らに対する各種情報の提供等の支援
	警察	○被害者等に対するセンターの事業内容の紹介、センターへの連絡方法の教示
直接支援事業	センター	○被害者等の要請等により、病院、被害者宅等での情報提供、相談、生活支援等の応急の支援 ○証人出廷、裁判の傍聴、病院への通院、警察での事情聴取等の際に、被害者等の希望に応じ、付き添いサービスの実施
	警察	○被害者等から付き添い等の要望があった場合に、センターの事業内容の紹介、センターへの連絡方法の教示
関係機関・団体等との連携による支援事業	センター	○関係機関・団体との連携を密にし、被害者支援の各種情報の交換や相互協力
	警察	○センターの事業実施に対する助言のほか、事業実施に関する各種情報の提供
被害者支援活動の広報啓発事業	センター	○機関紙、広報用リーフレットの作成、配布、ホームページの開設、設立記念キャンペーンの実施等によるセンターの周知と被害者支援の啓蒙・啓発活動
	警察	○機関紙、広報用リーフレット等の作成に必要な各種情報の提供のほか、配布への協力 ○設立記念キャンペーンの準備への協力
被害者の実態等に関する調査・研究事業	センター	○各種研修会への参加、刊行物等により各種資料を収集し、被害者の実態等、先進的な被害者支援活動等について調査・研究
	警察	○調査・研究に資する各種資料・情報の提供
相談員、被害者支援ボランティアの研修・養成事業	センター	○ボランティアの募集、選考及びボランティアに対する研修
	警察	○研修に必要な各種資料・情報の提供 ○研修・養成事業への職員の派遣

【最終年度(18年度)ベース】

事業	役割分担表	
電話相談事業	センター	○相談受理や各種情報の提供等
	警察	○被害者等に対するセンターの事業内容の紹介、センターへの連絡方法の教示
面接相談事業	センター	○カウンセリング
	警察	○被害者等に対するセンターの事業内容の紹介、センターへの連絡方法の教示
直接支援事業	センター	○警察署や公判への付き添い ○カウンセラー派遣
	警察	○被害者等に対するセンターの事業内容の紹介、センターへの連絡方法の教示 ○公判日程等の情報提供 ○派遣カウンセリングの日程、場所等の調整
被害者自助グループの支援	センター	○被害者自助グループの結成を目指している方に対する各種情報や場所の提供等の支援 ○会報誌の発行 ○ファシリテーターの育成
	警察	○被害者等に対するセンターの事業内容の紹介、センターへの連絡方法の教示
被害者支援活動の広報啓発事業	センター	○ホームページの作成 ○機関紙、ポスター等の作成 ○被害者支援の日のキャンペーン活動の実施 ○人権メッセージ展による広報
	警察	○各署及び関係行政機関へ機関誌等の配布及びポスター掲示 ○キャンペーンにおける音楽隊の派遣及び人的協力
相談員、被害者支援ボランティアの研修・養成事業	センター	○ボランティアの募集、選考及びボランティアに対する研修
	警察	○研修に必要な各種資料・情報の提供 ○研修・養成事業への職員の派遣
関係団体との連携	センター	○神奈川県被害者支援連絡協議会との連携 ○全国被害者支援ネットワーク加盟団体との連携
	警察	○神奈川県被害者支援連絡協議会の運営 ○被害者支援に関する団体の紹介

※ 事業のうち、平成18年度以前に負担金の交付が終了したものについても、神奈川被害者支援センターと警察本部警務課被害者対策室は、連携して事業を継続している。このことから負担金の交付が既に終了している事業についても記載している。

個別事業の内容と実績

<b>事業1 電話相談事業</b>	<p><b>【実施した内容】</b> センターの相談電話を利用して犯罪被害に関する各種情報を希望する者に対し、センター事務所に設置した相談電話(2台)により、被害者のための相談受理や各種情報の提供等の相談を行った。</p> <p><b>【5年間の実績】</b> 平成14年～平成15年5月末：週2日 平成15年6月以降 週3日 年間 144日実施(平均) 総相談受件数 1,460件(5年間)</p>
<b>事業2 面接相談事業</b>	<p><b>【実施した内容】</b> 電話相談の結果、面接相談の必要を認め、かつ面接希望を相談する者に対して、カウンセリング等の面接相談を行った。</p> <p><b>【5年間の実績】</b> 5年間延べ 133件実施</p>
<b>事業3 直接支援事業</b>	<p><b>【実施した内容】</b> 付添等の直接支援を希望する被害者に対して、直接支援責任者、直接支援担当員が、法廷、病院、警察署、被害者宅等において、被害者等の精神的負担の軽減を図るための付添いサービスや身の回りの世話等のデリバリー・サービスを行った。</p> <p><b>【3年間の実績(14年度～16年度)】</b> カウンセラーの派遣 25件 警察への付添等 6回</p>
<b>事業4 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業</b>	<p><b>【実施した内容】</b> 神奈川県被害者支援連絡協議会に加入し、センターの活動状況を発表するとともに、各種情報の交換や相互協力を行った。また、全国被害者支援ネットワークに加入し、全国の民間支援組織との連携を図った。</p> <p><b>【3年間の実績(14年度～16年度)】</b> 被害者支援フォーラム 1回開催 全国被害者支援フォーラムでの会議等へ 14回出席 全国被害者支援ネットワークが開催する研修会等 9回参加 全国被害者支援ネットワーク等とのネットワークの構築</p>
<b>事業5 被害者自助グループの支援事業</b>	<p><b>【実施した内容】</b> 被害者本人、遺族等同様の体験をした被害者の交流の場として、自助グループの結成を支援するとともに、既存グループへの資料・情報等の提供などを行った。</p> <p><b>【5年間の実績】</b> 3グループ立ち上げ 92回 交流会を開催</p>
<b>事業6 被害者支援活動に関する広報啓発事業</b>	<p><b>【実施した内容】</b> 機関誌の作成、配布(年度中1回)、広報用リーフレットの作成、配布、(年度中1回作成、随時配布)、ホームページの開設、設立記念キャンペーンの実施、シンポジウムの開催、各種会合への参加(随時)、専門図書等の購入及び貸出(随時)。</p> <p><b>【1年間の実績(14年度のみ実施)】</b> ・被害者支援フォーラム2002を開催 200名余りが参加 ・開催結果が神奈川新聞紙上に掲載 ・平成15年4月22日より 2週間、センター周知のため、横浜市営バス全車に中吊り広告を掲載</p>
<b>事業7 被害者の実態等に関する調査及び研究事業</b>	<p><b>【実施した内容】</b> ① 全国被害者支援フォーラムへの参加 ② 新聞雑誌等の刊行物による情報収集</p> <p><b>【2年間の実績(14年度～15年度)】</b> ・調査・研究部会の設置 電話相談の内容分析、被害者に関する報道記事の分析 ・犯罪被害者等早期援助団体として先進的に取り組んでいる(社)被害者支援都民センターや(社)いばらき被害者支援センターを訪問し、早期援助団体として指定を受けるためのノウハウを調査</p>
<b>事業8 相談員・被害者支援ボランティアの研修及び養成事業</b>	<p><b>【実施した内容】</b> センターの被害者支援活動に参加することを希望するボランティアを対象に研修等を行った。 ① 被害者支援ボランティアの養成及び継続研修 ② スーパーバイザーに委嘱</p> <p><b>【5年間の実績】</b> ・犯罪被害者相談員養成講座 60回実施 47人終了 ・ボランティア相談員のための養成研修 30回実施 40人の相談員を養成</p>

# 5年間をふりかえって

特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター  
 神奈川県警本部警務部警務課被害者対策室

## 事業をはじめた経緯

わが国の犯罪被害者・遺族の方々は、長い間適切な援助を受けることなく、社会の中で孤立し放置されてきました。が、「遺族から「被害者の声を聞いて欲しい。」との切実な声に応える形で平成4年東京都内の大学に「犯罪被害者相談室」が開設されました。

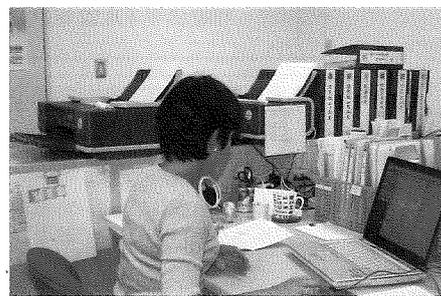
相談室の開設により、多数の被害者・遺族の方々が心に大きな傷を受け、何年も孤立して苦しんでいる実態が明らかにされたことから、全国各地において民間の被害者支援組織が設立されるようになりました。本県では、神奈川県被害者支援連絡協議会の定期総会(平成11年11月25日)において、「民間による被害者相談室の設置構想」が報告され、ボランティア活動により、犯罪や災害の被害者及びその家族・遺族が抱える悩みや心のケア等を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的として、平成13年5月11日に神奈川被害者支援センターが設立(全国20番目)されました。その後、当センターは、平成14年度から、基金21による「協働事業負担金」の交付を受け、神奈川県警察本部と協働事業を推進し、被害者支援の実績を

積み重ね、経験・手法も蓄積し、人材の育成も行ってきています。

## 事業を実施していく上での工夫した点・苦労した点

事件、事故などで被害者、遺族等が受ける衝撃は大きく、その回復には長い年月がかかります。大きなトラウマを背負い、追い込まれている被害者等は、回避状態(被害に遭わなかったことにしたい、自分が被害者になるわけがない、被害については考えたくないなど)により、被害を現実のことと受け止めることができず、将来に対する夢も希望も持つことができなくなる場合も多くあります。そのような状況の中で、周囲の励ましも受け入れられなくなってしまう場合も多くあります。

このため、犯罪被害者等支援において様々なボランティア活動を行っていくに当たっては、犯罪被害者の方々の心情を理解し、日常生活の中での付き添いや相談の対処法などを体系的・専門的に学び、さらに研修等で得られる「知識」だけでなく、それを実践に移すための「技能」も身につけた、専門的に訓練された人々の育成が必要です。このため、当センターの養成講座



個人情報保護に配慮しながらの支援活動のため、事務所内での作業も結構多い。

や研修会では、知識を学ぶとともに、知識を実践に移すために、例えば、役割実習(ロールプレイ)、事例検討など多彩な学習方法を取り入れ、さらに熟練した相談員と共に陪席相談等も行う等して、支援するボランティアの人材の育成にも努めています。このような市民の立場から支援する活動に取り組む専門的に訓練されたボランティアの方々の活動が犯罪被害者等に対する社会の理解を深めるとともに、被害者の方々が求める本当の支援に必要なものであると考えています。

また、支援事業の実施に当たっては、マニュアル等も整備して、被害者等の要望に、より即応できる体制作りと支援サービスの質の向上も図ってきました。さらに、犯罪被害者支援活動を推進するに当たっては、個人情報保護の保護ということが、重要な課題でありますので、この体制作りにも取組みを進めてきています。人材の育成、マニュアル等の整備及び個人情報保護の体制作り等においては、警察本部からも多くの協力や助言をいただいています。

## 事業の成果

### 〈当初期待した効果〉

被害者等の精神的被害の回復・軽減や生活の様々な面での支援を行っていくには、警察等公的機関だけでは限界があり、民間団体のボランティア的な活動に負うべきところも大きいものと認められます。

一方、警察は、被害発生後の各局面において被害者等と最も密接に関わる機関であり、その活動は県下全域に及んでいるとともに、警察署単位にも被害者支援のネットワークを構築するなど、関係機関・団体との連携による被害者支援活動を行っています。したがって、警察と連携して事業を推進することにより、多くの被害者等にセンターの活動を紹介して貰えるとともに、被害者等は安心してセンターに支援を求めることが出来ることから、迅速かつ広範囲な支援が可能となり、より多くの被害者等を救っていくことができるほか、より一層社会全体の被害者支援意識の高揚が図られるものと考えています。

### 〈協働の成果及び効果〉

これまで5年間の協働事業の円滑な推進と併せて、当センターは、被害者支援の実績も積み重ね、経験手法を蓄積してきています。

①具体的には電話相談事業においては、当センターは、被害者等のニーズに応じた柔軟できめ細かな相談受理や各種情報の提供等を行い、警察本部は、被害者

等に対するボランティア団体の事業内容の紹介及びボランティア団体への連絡方法の教示等を行ってきました。

②面接相談事業においては、当センターは、被害者等のニーズに応じた柔軟できめ細かなカウンセリング等の面接相談を実施し、警察本部は、被害者等に対するボランティア団体の事業内容の紹介及びボランティア団体への連絡方法の教示等を行ってきました。

③被害者自助グループの支援事業においては、当センターは、被害者自助グループの結成及び活動の支援を実施し、警察本部は、被害者等に対するボランティア団体の事業内容の紹介及びボランティア団体への連絡方法の教示等を行ってきました。

④相談員・被害者支援ボランティアの研修及び養成事業においては、当センターは、ボランティア相談員の継続研修及びボランティア団体の活動に参加を希望するボランティアの募集及び養成研修を実施し、警察本部は、被害者支援ボランティアの研修に必要な資料及び情報の提供並びに研修・養成事業への職員の派遣等を実施してきました。

協働事業の推進により、電話相談は、当初、年間208件であったものが、例年300件程度の相談を受理するようになっていきます。平成19年度からは、週の相談日を

3日から4日に増設したため、さらに一層の相談件数の増加が見込まれています。電話相談から必要に応じて面接相談へとつなげるようにしていますが、面接相談も、当初の年間10件から、平成18年度は44件を実施し、例年増加し、実績も積み上げてきています。

被害者自助グループ支援に当たっても、グループ別研究等も積み重ね、平成18年度には、被害者別に3つの自助グループを開設し、交流会のほか、他機関訪問や参加メンバーによる裁判所傍聴支援など活動を広げてきています。

これらの他にも、直接支援においては、当初の検討段階から、公判支援や警察署への付添等へと実績を重ね、平成18年度には、23回実施しました。また、カウンセラーの派遣は、平成15年度9回から18年度は5倍の45回を数え、様々な支援活動を行い、多大な成果を上げてきています。さらに、支援事業の推進と併せて、研修会等の実施により、犯罪被害者支援に係る人材の育成も図ってきています。

### 協働事業を振り返って

#### 〈神奈川県被害者支援センター〉

「交番で聞いて」とか「交番でパンフレットを貰ったので」と言って、相談電話を架けてくる人が増えています。

また、平成15年から、新都市プラザ(横浜駅東口そごう前広場)で、年一回のキャンペーン活動(平成18年

は、12月1日)を行っていますが、警察本部からは、県警音楽隊の派遣や会場整理等で大きな協力も得られています。県警音楽隊の演奏には何重にも人垣が出来て、パンフレット等の配付が好調で、相談受理件数の増加にも大きく寄与していると考えています。このようなことも、協働事業が効果的に機能した一部分であると考えています。

#### 〈県警警察本部警務課被害者対策室〉

協働事業の推進に当たっては、警察署や交番、派出所でセンターの事業を広報することにより、犯罪による精神的被害に悩む県民に対して、警察の被害相談窓口だけではなく、民間による総合的な支援の窓口の情報を知ることが出来たものと考えています。

また、各種情報の提供を行い、警察職員を講師等として派遣すること等により、センターの相談事業の向上につながったこと、逆にセンター職員により、警察職員へ被害者の立場や接し方等の教養を実施したことにより、警察職員に対して被害者支援の重要性を深めることが出来た部分もあり、このようなことも協働事業が効果的に機能した一部分であると考えています。

#### 課題

平成18年度までで、負担金を受領しての協働事業は終了となっています。しかし、被害者支援事業は終わることなく、その後も継続し、充実を図って行かなければならないものです。今後さらには、当センターが

犯罪被害者等の支援の充実を図っていくに当たっては、犯罪被害者等給付金の支給に関する法律第23条に規定されている「犯罪被害者等早期援助団体」として公安委員会の指定を受け、公的な認証を受けた上で支援を行っていくことが重要であると考えていますので、指定の申請に向けて、指定要件に該当するように組織や体制の整備に取り組んでいるところです。また、従来から、協働事業負担金の交付終了後に備えて、財政基盤の強化に取り組んできているところですが、同負担金に代わられる財源は未だに確保できていない状況です。財政的には、賛助金、寄付金の協力依頼も進めています。そのためにも、東京国税局から「認定NPO法人」としての認定も受けて、公的な認証も高まっているところですが、しかしながら、会費、賛助金及び寄付金等のみでは、安定し、継続した被害者支援の推進が難しい部分もあり、今後は、公的な継続した助成が是非に必要であり、このことについて、地方公共団体等に対してお願いしていくことを第一に考えています。今後も、役員、ボランティア相談員、一丸となって被害者とその家族・遺族のために努力して行きたいと考えています。

#### 今後の展望

犯罪被害者等一人ひとりの実情に応じた、こころのケア等を行う相談業務や直接支援等を途切れなく、きめ細かく行うに当たっては、県や警察等の公的機関が

直接に被害者への支援を行うよりも、被害者等支援に係るこれまでの豊富な実績・経験と訓練された豊富な人材を抱え、かつ、県内において全般的な被害者支援活動を実施している唯一の民間団体である当センターが支援を行った方がより効果が大きいと認められる場合も多くあり、警察本部の被害者支援施策を展開していく上でも、当センターと警察本部は、今後さらには連携し、協働を進めていく必要性が認められるものと考えています。

「協働事業負担金」が交付期間5年間を上限とされ、平成18年度までで終了となる中で、平成19年度は、会費等の収入のみでは事業を継続することが難しく、このため、主に繰越金等で事業を行っている状況ではあります。支援事業の展開においては、収益性が期待できない中で、安定し、継続性のある被害者支援を行っていくという観点からは、地方公共団体等からの継続的な助成を受けて行くことが重要でありますので、今後も事業の目的や趣旨と助成の必要性をご理解いただくように努力して行こうと考えています。

今後は、「犯罪被害者等早期援助団体」として公安委員会の指定も受け、県、市町村及び警察本部等の公的機関とも連携を進めながら、被害者支援事業をより一層進めて行きたいと考えています。

## 年 表

### 14年度

- 5月 事務専用の部屋を借り上げ、電話相談室を独立
- 7月 火・金曜日を面接相談日とし、試験的に面接相談業務を開始
- 7月 横浜市開講記念会館において「被害者支援フォーラム2002」を開催
- 10月 NPO法人として認証を受け、登記を行った。

### 15年度

- 6月 電話相談日を、月・水・土曜日の週3日間に（それまでは、水・土曜日の週2日間）
- 9月 「犯罪被害者支援の日」(10/3)に合わせて、キャンペーンを実施
- 16年2月 2つの自助グループ「犯罪被害者本人の会」「交通事故被害者家族の会」の活動を開始

### 16年度

- 7月 事務所を移転
- 9月 「犯罪被害者支援の日」(10/3)に合わせて、キャンペーンを実施

### 17年度

- 6月 3つめの自助グループ「性犯罪被害者グループ」の活動を開始
- 10月 「犯罪被害者支援の日」(10/3)に合わせて、キャンペーンを実施

### 18年度

- 12月 「犯罪被害者週間」(11/25～12/1)に合わせて、キャンペーンを実施

## 2 ボランティア活動補助金

平成16～18年度対象

特定非営利活動法人フトウロ

### 発達障害を持つ幼児及びその家族への子育て支援事業

横浜市緑区十日市場。駅前のショッピング・エリアを抜けたビルの一角に、フトウロを訪ねた。LD発達相談センターかながわと十日市場心理相談室を持つこのオフィス。通された部屋には、小学校にあるような小さな机と椅子が行儀良く並べられており、いまにも子ども達の歓声が聞こえて来そうな気配が漂っている。そんな雰囲気の中、フトウロで心理士として活動する傍ら、基金21ボランティア活動補助金にかかわる事務を担当されていた藤村さんに話を伺った。

## 専門性で 社会のニーズに応える



### 新しいニーズに応えるための補助金

フトウロは、平成10年に学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症、アスペルガー症候群といった軽度発達障害の子どもやその保護者を対象としてLD発達相談センターかながわを開設しその活動を開始した。その後、不登校児へのカウンセリングを行う心理相談室を併設するなどセンターを拠点として活動を行っていたが、次第にセンター外での取り組みの必要性を感じ始めたという。そのことが基金21ボランティア活動補助金の応募へとつながった。

「基金21の補助金を受けることになるちょうど1年くらい前から、このセンターだけに留まらない活動へと視野を広げたいと考えるようになった。」



心理士の資格を持つフトウロの藤村さん。基金21・ボランティア活動補助金関係の事務は、主に藤村さんが担当された。ちなみに、フトウロとはスペイン語のフューチャー、「未来」という意味。

りました。ここに来てもらうだけでなく、いろいろな場所で相談に乗れたらいいと。特に、まだ子育てを始めて間もないお母さんは、不安になったときすぐに相談できるひとが周囲にいない状況が多く見られました。そんな中で、最初は正式な事業ではなく、あくまでボランティアというかたちで何人かのお母さんに集まってもらって勉強会を行ったり、電話で相談を受けたりということを始めました。この活動を通じて、特に幼児期のお母さんに対する支援と子育てを始めたばかりの皆さんに対するニーズがあることがわかりました。そして何よりもこのような活動を継続して行うことの必要性が見えてきたのです。そこで、補助金をいただいて、ボランティアではなく、きちんと事業が行えるようになれば、と考えたのです。」

その当時、軽度発達障害の子ども達に対する公的な支援は、現在と比較するとあまり充実してはなかった。フトウロは、補助金を得て新しい事業を自分達で行うことにしたのである。

「重度の発達障害ならば、公的な療育センターが整備されていて、お子さん達は施設に通って指導を受けたりすることができます。しかし、軽度発達障害に対しては、専門的な指導を受けられな

ったり、受けられても定期的に指導を受けることはできなかったりと、指導の枠そのものが圧倒的に少ないのが現状でした。そこで、自分達でなんとかしなければ、という思いがありました。」

#### 補助金は利用者の利益のために

基金21の補助金によってフトウロは、その事業を充実させることができた。補助金の多くは専門的なサービスを提供する指導員への人件費として使われた。補助金により、専門家である指導員が提供したサービスに見合った報酬を受けられるようになったのである。補助金による安定的な収入が謝礼として専門知識を持ったスタッフを維持することに使われ、そのスタッフによるサービスの提供によって受益者の利益となる。基金21によって支給された補助金が、フトウロの活動を通して受益者に還元されていく仕組みができあがったのである。

「ここは、常勤の職員が数名いてあとは非常勤で成り立っている組織です。はじめは、非常勤の先生が始めた取り組みが、補助金を活用することによってきちんと事業として確立し、謝礼が支払えるようになったことはとても大きなことです。さらに、最初は勉強会にしても電話相談にしても障害を持つ親御さんを対象とした支援を行って

たのが、補助金によってお子さんに直接かわれるような指導ができるようになったこと、とても大きなことです。

NPOであっても、民間機関であるフトウロは、事業を成り立たせるためには利用者の方にある程度の負担をお願いせざるを得ません。補助金を受けたことにより、受益者の負担を軽減しながら、サービスの充実を図ることができました。」

#### 補助金が残した成果

基金21の補助金による3年間の活動は、フトウロという組織に多くのものを残した。事業の成果は「冊子」としてまとめられ、冊子を通して直接センターに来ることができない人たちに対して、フトウロの専門的な活動を伝えることができるようになった。また、補助金による事業を経験したこと自体が、フトウロの組織としての力量となった。



意識啓発のために作られた、保護者向け子育て実践集「子育てサポートブック」。入手については、フトウロに直接お問い合わせを。(TEL 045-989-3501)

「後から振り返ると、3年間継続して事業を行ったということに意味があったのではないかと思います。その過程で、計画したものを所要所で確認しながら実行することの重要性を学びました。基金21では半年ごとに詳細な報告書の提出が求められました。利用者へのサービスの合間を縫って報告書を書くというのは大変な面もありましたが、報告書を書くことによって、自分達の活動を振り返ることができるようになり、事業の進行状況を確認する視点の重要性が身につきました。そして、どんな関わりをするとどんな成果が見えてくるのか、ということがわかってきました。成果について言えば、感覚的には『お子さんの様子が変わった』とか『お母さんが元気になった』とか、印象に残ったことはいくらでも書けませんが、それを客観的に表わすにはどうしたらよいか考え、2年目からはアンケート調査を行うことにしました。」

基金21に基づく事業は、フトウーロのサービス提供能力を充実させる結果に結びついた。それは、サービス利用者の自立という、効果ももたらしたようである。

「補助金の事業として始めた勉強会から、いろいろ

新しいことが生まれたと感じています。この事業では、5、6人といった少人数の利用者を対象として、細かい指導ができるようになりました。その結果、勉強会が終わった後でも連絡を取り合うなど、利用者の中に横のつながりが出来たことは大きな成果です。私たちの事業の目的は『前向きに子育てをしてもらう』ことです。利用者の方々の横のつながりは、センターに依存しない以前向きになれることに結びつくと思います。」

#### 基金21から新しい取り組みへ

補助金を受けた団体は、その事業を計画通りに実行し、当初期待された成果を上げることが求められる。一方で、新しい事業に挑戦していくことも、新規性や革新性が特徴のNPOにとつて期待されていることである。基金21の補助金を通してフトウーロは、確実に事業を実行すると同時に、新しいことに挑戦してソコから何かを学ぶ、という経験をした。

「補助金を受けて事業を行う場合、申請時に既にその事業を実行する基盤があった方が説得力があるとします。ですから、一般的にはある程度実績があり、自分達が自信を持っている事業を提案するのがよいのではないのでしょうか。今回の事業では『父親勉強会』のように、補助金を受けて

初めて開始した事業もありました。これは、母親たちとの会話の中で父親への働きかけの必要性を感じて開始した事業ではありますが、これまでセンターの中で行っていたものとは異なるため、補助金でないとなかなか始めることが難しかったのです。結果的には、当初想定したような成果は上げられませんでした。このような事業が難しいということが分かったことも私たちにとつての収穫だったと思います。」

#### 基金21終了後の決断

基金21ボランティア活動補助金が終了した後、これまで行ってきた事業をどのようなかたちで進めていくかについては、事業の実施団体にとつて重い意思決定となる。利用者のことを考えると、すぐに事業をやめるわけにはいかないという事情がある。フトウーロでは、工夫をしながら事業を継続することを選択した。



療育的グループ指導の一場面。  
その子の特性に合わせた指導が行われる。



スタッフには、検査や指導といった専門性が求められるので、人材の育成はフットワークの課題の一つ。

「補助金に基づいて行っていたすべての事業を、これまでと同じペースでやっていくことはやはりできません。しかし、かたちを変えて、頻度を変えて、あるいは時間を短縮するなどの工夫をして継続しているものもあります。例えば、子育て勉強会については回数を削減し、さらに、これまで会員は無料だったものを参加の度に利用料をいただくかたちで行っています。また、体操教室は、時間を短縮することにより利用者の方の負担を増やさないようにしつつ人件費を確保しながら行っています。」

これとは別に、フットワークでは新しい事業に向けた取り組みも考え始めている。ここでも、基金21で得られた経験が活かされている。

「センターの中での指導はこれまで何年かの事業を行ってきた、ある程度のかたちでできたのではないかと思っています。今後は、この活動を外に出していくことにより、受益者の方がここにこなくてもサービスを受けられるような方向へと向かっていくのではないのでしょうか。例えば、小学校の先生に夏休みを利用して、実際に子供たちにかかわって経験を積めるような活動を始めました。現在は、参加される先生からお金をいただいている事業を行っていますが、何か補助金を取ってこの事業を充実させていきたいと考えています。」

#### 基金21やNPOと行政との協働の新しいかたち

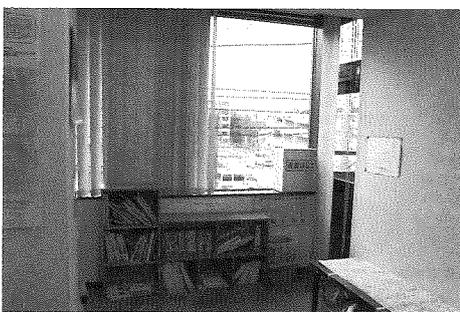
このように、フットワークでは基金21の補助金を受けて、事業を充実させてきた。補助金の成果は、利用者のサービスの充実やフットワークの組織としての経験の蓄積として、確実に現われている。最後に、補助金の期間が終了したいま、基金21の仕組みや行政との協働に望むことを聞いた。

「基金21は、その補助金の対象期間が3年と他と比較して長期なのは魅力です。一方で、どうしても3年では課題が解決できない事業がでてしまう。そのような事業については、一律に3年で終了させてしまうのではなく、何らかのかたち

で継続できるような仕組みがほしいと思います。期間が長ければそれでよいという訳ではないですが、消えてしまいうような事業を救済する道があるといいのではないのでしょうか。」

「行政とNPOとの協働では、行政の方が何か重要そうだと思う事業があつて、でもまだ実施される段階にない、事業を実施したいと思っているけれども、もう少し調査が必要と思っている、そんな事業をNPOが実施すれば、それをバックアップしてくれることが必要だと思う。それが、私の描く行政とNPOとの協働です。ですから、行政にはぜひ私たちの行っている活動をもっと知って欲しい。知った上でもし有効だと思うならば、必要などころにいろと紹介してもらいたいと思っています。この団体のことを認識して欲しいのです。」

(中島 智人)



# 3年間の軌跡

**事業名** 発達障害を持つ幼児及びその家族への子育て支援事業  
**実施団体** 特定非営利活動法人フトゥーロ  
**実施期間** 平成16～18年度（3年間）  
**補助金交付額** 4,424,000円  
**事業概要** まだ広く世間で認知されていない発達障害を持つ幼児を育てる親への電話相談や勉強会、親子指導を行って、保護者の心理的負担を軽減するとともに、子どもが家庭内外で適切な対応を受けることができるようサポートする。

- 事業1 電話相談事業 (16年度～18年度まで実施)
- 事業2 子育て勉強会事業 (16年度～18年度まで実施)
- 事業3 親子体操教室事業 (16年度～18年度まで実施)
- 事業4 父親勉強会・体操教室事業 (16年度～18年度まで実施)
- 事業5 生活スキルトレーニング事業 (16年度)
- 乳幼児早期療育事業 (17年度～18年度まで実施)※17年度から変更

### 団体概要

団体名：特定非営利活動法人フトゥーロ  
 設立年：平成10年 代表者：山本 さくら 会員数：280名 住所：横浜市緑区十日市場 803-2 第一サワードビル2F  
 TEL：045-989-3501 FAX：045-989-3502 E-mail：ldcenter@futuro.or.jp URL：http://www.futuro.or.jp

### 事業の変遷

個別事業名	16年度	17年度	18年度
事業1 電話相談事業	電話相談	電話相談	電話相談
事業2 子育て勉強会事業	子育て勉強会	子育て勉強会	子育て勉強会・冊子作成
事業3 親子体操教室事業	親子体操教室	親子体操教室	親子体操教室
事業4 父親勉強会・体操教室事業	父親勉強会・父子参加体操教室	父親勉強会・父子参加体操教室	父親勉強会・父子参加体操教室
事業5 生活スキルトレーニング事業 *平成17年度から乳幼児早期療育事業に変更	乳幼児の感覚や生活スキルのトレーニング	乳幼児の感覚や生活スキルのトレーニング 保育園、幼稚園への出張指導	乳幼児の感覚や生活スキルのトレーニング 保育園、幼稚園への出張指導

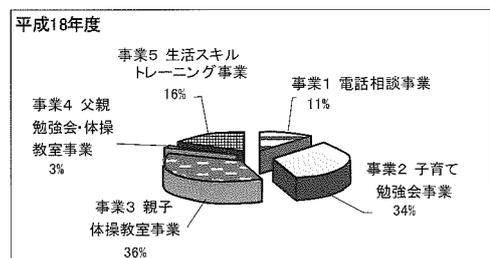
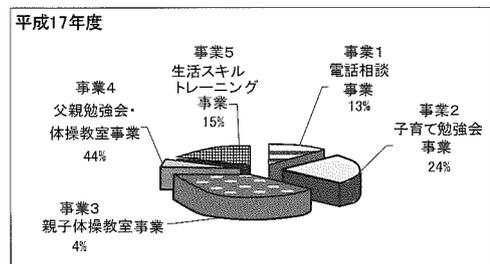
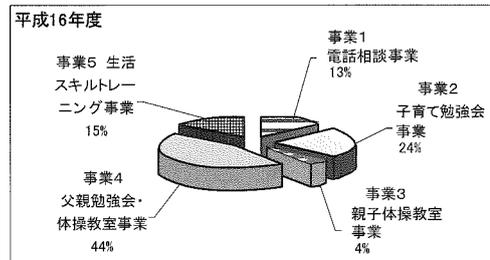
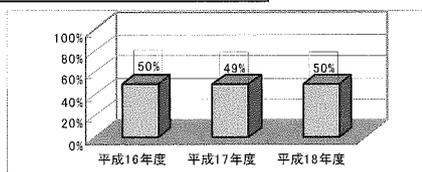
### 収支決算額の推移

(単位:円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
<b>収入の部</b>			
会費収入	157,774	170,000	90,000
事業収入	1,311,000	1,455,847	1,328,413
補助金等収入	1,454,000	1,570,000	1,400,000
(収入のうちボランティア活動補助金)	(1,454,000)	(1,570,000)	(1,400,000)
<b>収入</b>	<b>2,922,774</b>	<b>3,195,847</b>	<b>2,818,413</b>
<b>支出の部</b>			
事業1 電話相談事業	377,000	392,860	321,460
事業2 子育て勉強会事業	704,444	792,318	945,820
事業3 親子体操教室事業	115,280	1,258,409	1,017,140
事業4 父親勉強会・体操教室事業	1,286,505	159,210	73,970
事業5 生活スキルトレーニング事業	439,545	593,050	460,023
<b>支出</b>	<b>2,922,774</b>	<b>3,195,847</b>	<b>2,818,413</b>
<b>収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

※ 事業5 生活スキルトレーニング事業は、平成17年度から乳幼児早期療育事業に変更

### 収入に占める補助金の割合



個別事業の実施内容と実績

<b>事業1 電話相談事業</b>
<p><b>【実施した内容】</b>                  発達障害を持つ幼児の保護者で「子育て相談室」会員の方を対象とした、子育ての悩みに関する電話相談室を実施。</p> <p><b>【3年間の実績】</b>                  相談件数 3年間に累計 492件 に対応 H16:165件、H17:181件、H18:146件</p>

<b>事業2 子育て勉強会事業</b>
<p><b>【実施した内容】</b>                  子どもの発達経過や障害に関する内容、家庭での対応方法や就園・就学などの進路選択などをテーマに取り上げ、講義及び質問という形式で勉強会を実施。</p> <p><b>【3年間の実績】</b>                  H16：33 家族を 4 グループにわけて実施 (1 グループ 6 回)                  H17：37 家族を 6 グループにわけて実施 (1 グループ 6 回)                  H18：30 家族を 3 グループにわけて実施 (1 グループ 6 回)                  ※ このほかに、H18 は保育者向けの「幼児期支援マニュアル」を作成</p>

<b>事業3 親子体操教室事業</b>
<p><b>【実施した内容】</b>                  運動機能や感覚、社会性に関する基本的な能力や保護者が関わり方を学ぶため、親子参加形式で遊具を使い、音楽に合わせて動く体操教室を実施。</p> <p><b>【3年間の実績】</b>                  H16：15 家族を 4 グループにわけて実施 (1 グループ 22 回)                  H17：17 家族を 4 グループにわけて実施 (1 グループ 20 回)                  H18：13 家族を 3 グループにわけて実施 (1 グループ 20 回)</p>

<b>事業4 父親勉強会・体操教室事業</b>
<p><b>【実施した内容】</b>                  母親の子育ての負担の軽減や、父親にも障害や子どもへの関わり方を学んでもらうため、主に「子育て相談室」会員の父親を対象に勉強会と体操教室を実施。</p> <p><b>【3年間の実績】</b>                  H16：のべ 77 家族を 6 グループにわけて実施 (1 グループ勉強会・体操教室 1 回ずつ)                  H17：のべ 41 家族を 6 グループにわけて実施 (1 グループ勉強会・体操教室 1 回ずつ)                  H18：のべ 25 家族を 4 グループにわけて実施 (1 グループ勉強会・体操教室 1 回ずつ)</p>

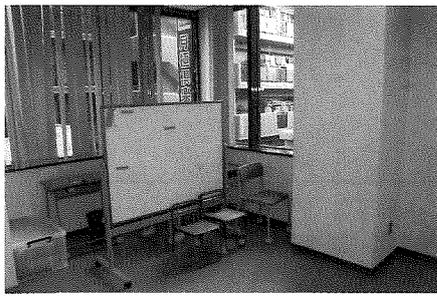
<b>事業5 生活スキルトレーニング事業 (H17 から乳幼児早期療育事業へ変更)</b>
<p><b>【実施した内容】</b>                  生活スキルの獲得につながるような感覚や運動機能向上をさせるためのトレーニングを実施。保護者にも家庭で取り組めるような指導を提案。</p> <p><b>【3年間の実績】</b>                  H16：4 家族に、22 回実施                  H17：4 家族に、20 回実施                  H18：5 家族に、24 回実施                  ※このほかにH17、18には「子育て相談室」の会員の方からの依頼で保育園、幼稚園へ出向き、子どもの特性理解を促す出張指導を延べ53回実施した。</p>

# 3年間をふりかえって

特定非営利活動法人 フトウロ

## 事業をはじめた経緯

当法人は、親の会で活動していた保護者の方たちが、子どもの療育指導の場を求め、専門家に呼びかけたことがきっかけで平成10年に設立され、その後、平成12年にNPO法人フトウロとして認可されました。主に軽度発達障害（LD、ADHD）、高機能自閉症、アスペルガー症候群）をともなう幼児〜中高生の方のよい生活とご家族をサポートするため、日々活動しています。障害が軽度の場合、保護者自身も「育てにくい」と感じながらも相談につながりにくく、問題を複雑化させてしまうことが多くあります。私たちは、こうした問題を少しでも軽減するためには、早期対応が大切であると実感しました。そこで、平成15年に、幼児期のお子さんを持つご家族を対象とした、「子育て相談室」という新たな活動をスタートさせました。



6~8人で活動できるグループ指導室。こちらの部屋は、待合コーナーからマジックミラーの窓でお子さんの指導の様子をみることが出来る。

## 事業を実施していく上での工夫した点・苦労した点

今回、ボランティア活動補助金の事業として行ったのは、「電話相談事業」「子育て勉強会事業」「親子体操教室事業」「父親勉強会・体操教室事業」「乳幼児早期療育事業」の5つです。主な利用者は、「子育て相談室」の会員になられた方です。

### 〈電話相談事業〉

この事業は、相談員が在席している定時間帯に、子育てに関するご相談を電話で受け付けるものです。しかし、利用者の中には、日中は育児や仕事に追われ、決められた時間帯の相談が難しい方もいらっしゃいました。そこで、補助金活動2年目からは、メールやFAXでも相談内容を受け付けること（\*返答は電話にて）とし、なるべくタイムリーに利用していただけるようにしました。

### 〈子育て勉強会事業〉

この事業は、発達に関するテーマにそって、スタッフが講義し、質問を受けたり、参加者同士が意見交換をするものです。工夫した点は、お子さんの持つ特性によって、グループ分けし、6〜7名前後による勉強会を実施したことです。アンケート結果では、利用者の方の多くが「他の家族と知り合えて良かった」と回答しており、同じような立場で語り合える存在は、前向きな子育てにおいて、重要なことと感じました。

### 〈親子体操教室事業〉

この事業は、1グループ5組前後の親子を対象として、遊具や音楽を利用した体操教室を実施し、保護者がお子さんへの具体的な関わり方を学んだり、お子さん自身の運動や社会性の基本となるような力を育てていくものです。事業が一方的なものにならないよう、利用者の方のニーズも取り入れながらプログラムを構成すること、一見するとただの遊びに見えてしまうような活動のトレーニング的な意味や意図を利用者に伝えることを心がけました。

### 〈父親勉強会・体操教室事業〉

この事業は、父子を対象とした勉強会や体操教室です。参加いただいた方には、「子どもを理解するきっかけとなった」という声が寄せられ好評でした。しかし、16年度は、予定していた人数が集まりましたが、18年度は予定の25%程度の参加しかなく、不定期な活動のインフォメーションの仕方に難しさを実感しました。

### 〈乳幼児早期療育事業〉

この事業は、小グループの中で、身辺自立などを促すスキルをトレーニングするものです。また、親子で取り組む手遊び歌などもプログラムに取り入れることで、指導の場だけでなく、家庭でも楽しく練習していただけるようにしました。さらに、勉強会や指導を進めていく中で、「保育園や幼稚園の先生にも子どもの特性を知ってほしい」というニーズも上がってきました。そこで、補助金活動2年目からは、スタッフが保育園・幼稚園へ出向き、対象のお子さんについての特性や関わり方を考える「出張指導」を行い、保護者との連携役を担いました。

### 事業の成果

#### 〈目的・目標の達成〉

私たちの事業は、発達障害を持つ幼児のご家族「前向きな子育て」を支援することを目的としています。利用者の方に事業についてのアンケートを行なったところ、「家族の不安が軽減した」「子どもへの適切な関わりが分かった」「子どものスキルが向上した」といった回答内容が多く見られました。また、子育て勉強会のグループのメンバーで外出やクリスマス会などを行い、交流を深めるといった自主的な活動も行われていたようです。このようなことから、事業を通じて、ご家族の気持ちやお子さんの行動に変化が表れたと考えられ、目的が達成できたものと思われれます。

#### 〈社会・地域に与えた影響〉

社会に与えた影響や地域の変化は、17年度から開始した「出張指導」でのエピソードが挙げられます。ある幼稚園では、対象のお子さんに対して提案したアドバイスについて「別のクラスの子どもにもその方法で関わってみたい」とおっしゃってくださいました。また、今回、初めて出向いた保育園・幼稚園から今後連携したいという要望をいただくことができました。広範囲にわたる影響とは言えませんが、子どもにとって、身近な立場の方から少しずつサポートの輪が広がっていく様子が見られました。

#### 〈補助金の果たした役割〉

今回の補助金により、スタッフへの謝礼等が確保されたことや利用者の方に安価にサービスを提供できたことで、交付以前の3〜4倍近い多くの方々に利用していただくことができました。また、3年間にわたって事業を継続できたことで、成果を冊子としてまとめる作業までたどり着き、事業を実際に利用できない方々にも成果を普及する準備が整えられました。

### 課題

利用者の中には、子育てが虐待に近いような状況の方や保護者がうつ症状を持つような難しいケースもあり

ります。その対応には発達障害に理解が深く、しかも経験豊富なスタッフが必要です。これまで、ベテランのスタッフが中心となって、事業を運営してきましたが、よりよいサービスを保つていくために、少しずつ新しいスタッフを育成していくことが当面の課題です。また、利用者に無料で提供していた電話相談や出張指導などを全く同じような形式で行うことは資金を考えると難しいので、相談機会を補っていくことや新たな巡回指導（保育園・幼稚園の料金負担で行うサービス）先を開拓していくことも課題と考えています。

### 今後の展望

本事業は、家族が自主的に子育てを行っていただけるようサポートするものです。そのため、利用者は1〜3年単位で替わることで、新たな方が利用できる枠を確保し、また、スタッフがご家族へ直接的に関わることから、やがて、子どもが所属する保育園や幼稚園、小学校とスタッフが連携するといった間接的な関わりへ移行することが望ましいと考えています。そのため、規模の拡大の予定はありません。一方、より多くの方がサポートを受けられるよう、これまでの成果を普及していくことが大切であると考えています。これについては、新たな助成金に積極的に応募し、保育園・幼稚園の教員向けの研修プログラムなどを実現できればと考えています。